

ビスマルクと奥匈国内の獨逸族

小林, 榮三郎

<https://doi.org/10.15017/2344440>

出版情報 : 史淵. 5, pp.51-73, 1932-12-15. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

ビスマルクと奥匈國內の獨逸族

小林 榮三 郎

- 一 二重主義後日
- 二 獨逸同盟由來
- 三 獨逸族の衰勢
- 四 ビスマルクの退職

一 二重主義後日

Heinz von Pallar は其の著 *Der grossdeutsche Gedanke* (1938, Leipzig), S. 82. に於て曰く「普國と奥國との間には歐州的強國としては何等衝突は無かつた。對外政策の分野では殆んど全く利害を共通にしたにも拘らず、獨逸的強國としてこそ初めて彼等は衝突しなければならなかつたのである」と。まことにかのフレデリック大王以來綿々として續いて來た普奥兩國間の覇權爭奪、所謂普奥二重主義即ち Dualismus なるものは、此の兩國が獨逸民族と云ふ共通の要素に依つて相互に結びつけられて居るが故にこそ、其の争ひも亦深刻であつたのである。さて此の久しきに及ぶ二重主義も一八六六年の普奥戰役の結果として奥國が獨逸聯邦から手を引いた事に依つて解決されて了つたと通常謂はれて居る。なる程歴史の表面に現はれた事實を辿るならば、此の後一八七〇——七一年に普國が佛を破つて獨逸帝國建設の業を成すに方つて奥國は中立を守り、其の後更に獨逸兩國の關係は益々好轉して一八七九年の獨逸同盟の締結となり、之に伊を加へて三國同盟を結成し、後年伊國が離反するに及んで獨

獨逸の親善は死活を共にするの域に達して遂に大戰の破局に立至つたのであつて、即ち兩國は一八六六年、殊に一八七一年以來ひた向きに親善の一路を進んだ様に見える。然し乍ら更に深く考察する時に吾人は少くともヒスマルク時代を通じて、又カイゼル時代初期に於てすらも、兩國が陽に親善を結んで陰には孰れも猜疑の念を依然として藏し、就中獨逸國內に残つて獨逸帝國結成に除外された獨逸族を繞つて、獨逸帝國政府とカトリック的南獨逸諸邦と獨逸帝國政府との間に微妙なる關係が醸成されて居るのを見るものである。此の關係はかの舊來の二重主義とは趣を異にする新たな關係であり、又舊來のその如く歴史の表面を彩る様な派手な潮流では無かつたが、しかも舊來のものゝ變形であり、古き二重主義と其の本質を等しくするものであつて、此の關係を深く省察する事無くしては大戰前史の主流の一を成す獨逸關係史を眞に了解する事は不可能であると言ひ度い。かくの如く全獨逸民族を結ぶ國民主義的な傳統的感情を経とし、獨逸兩國の高等政策を緯とする此の一八六六年以向の獨逸（嚴密に云へば一八六六——七一年間は普獨）の關係をば、茲に私は舊二重主義の名稱に倣つて、假りに *Neodualismus* とも呼び度いと思ふ。かゝる名稱は未だ文献に見ないものであるが、その適否に就いては切に大方の御叱正を待つ次第である。敢て *Positivismus* と呼ばないのはそれが古き普獨關係では無く、新たな獨逸帝國（一八七一年前では北獨逸聯邦）と、これ又新生の獨逸二元國との關係であり、又一つには表面的とは云へ兎に角兩國の關係が以前に比して友好の度の強い事から、舊來のそれとは稍變質せるを思ふからである。

而してかゝる關係が此の時代を通しての歐州國際關係史、否世界史全般の動きに對して如何なる位置に立つか、後者が前者に、又前者が後者に如何に影響したかを考へる事は最近世上の重要にして興味ある主題の一た

るを失はないが、茲では單にビスマルクと墺匈國內の獨逸族との關係を、殊に獨逸同盟を中心として考察するに留め度い。此の意味に於て以下私は先づ獨逸同盟の由來に就いて就中ビスマルクの對獨逸族政策を見て、次に該同盟の締結が墺匈國內の獨逸族に對して如何なる影響を及ぼしたかを論じ、最後にビスマルク引退後の獨逸關係の推移を附言して此の稿を終り度いと思ふ。

二 獨逸同盟 由來

一八六七年一月十九日當時のバヴアリア首相であつた First Chlodwig Hohenlohe (一八九四—一九〇〇獨逸帝國宰相) はミュンヘンの Die Zweite Kammer で施政方針に就いて演説を行つて、北獨逸聯邦に對立して墺國を主宰とし南獨逸邦の間に一の Verfassungshindnis を締結しようとする一部の論者に對して其の可否を詳説して居る。それに依ると彼は、墺國最近の内政を見るに獨逸族は勢力を失つて政府は非獨逸族に支持を求めんとして居る様であるから、かゝる墺國と憲法的同盟を結ぶと云ふ事は不可能な事でもあり望ましくも無い、然し乍ら墺國とバヴアリアとの間の最友好的關係は飽く迄之を維持すべきであるとなしてゐる。註一 更に彼は同年十月八日同國 Reichstag に於て、之より先六月十八日バヴアリアが普と結んだ關稅同盟假條約の承認を求むる演説をなして居る。之に依れば彼は、バヴアリア政府の今後の目標は南獨逸邦と北獨逸聯邦との國民的な、國家聯合的な提携に依る獨逸統一にありとし、しかも將來かくて成立すべき獨逸統一的な國家聯合が更に墺國と同盟する事こそ國民運動の必然的補足であつて、此の意見に就いてはバヴアリア政府はどこ迄も之を支持する決意である事を述

べ、墺國を呼んで普及び南獨の自然的同盟國となし、此の同盟こそ歐州平和に貢献する所以のものであつて、殊に獨逸の統一が成つて南北分裂の憂ひの減するに及んではかゝる同盟に何の危険も伴ふものでは無いと強調して居る。註二

ホオエントロオエのかゝる親墺的な言論は一八六六年に墺國が一敗地に塗れて獨逸聯邦から除外された後も尙ほ一般バヴァリア人間に往年の大獨逸主義的傾向の強く残つて居る事を反映せるものと見るべきであるが、同時に又、墺帝フランツ・ヨオゼフ一世の母后及び妃がバヴァリア王室の出であると云ふ王室の姻戚關係とも深き相關ある事を忘れてはならない。しかもかゝる親墺的な氣分は當時にあつてはバヴァリア以外の南獨諸邦にも強く、又ホオエントロオエの如き獨墺提携説を唱ふる者も一二に止まらなかつたやうである。一八六八年五月十八日伯林に於ける Zollparlament でバヴァリア國民自由黨員 Joseph Volk は、先に同議會でヴェルテンベルク大臣 Neunath が觸れた獨墺關係論に言及して、墺國內の獨逸族は獨逸が墺を除外して鞏固な統一を結成する事に由つて損害を蒙るものでは無く、寧ろ利するものである（聴衆 Bravo! Sehr richtig! と叫ぶ）、蓋し彼等はそれに依つて危急の際の避難所を保障される譯であるからと論じ（Lebhaftes Bravo!）、従つて墺國內獨逸族問題憂ふるに足らずとなしてゐる。註三

ヴェルテンベルクでも Karl Mayer はバヴァリアの普佛戰役參加の決定した後である一八七〇年七月二十一日にシュトゥットガルトの下院での演説にて、元來墺國が參戰してこそ初めて此の戰爭は眞に國民的使命有るものとなり得る旨を述べた。註四

更にヘッセンに於ては一八七〇年十一月十五日締結されたヘッセンの北獨逸聯邦參加に關する條約の討議に方つて、Gagern は同十二月二十日の演説中にて露國が黒海中立條

約を一方的に破棄した事に關する東方問題の再燃に關して述べ、將來獨塊は提携して東方問題の解決に當る事の極めて望ましい旨を力説して居る。註五 又、史家ランケは一八七一年九月二十七日ミュンヘンに於ける王立學術協會第十二回總會の辭の末尾で、今や獨佛戰役の結果として獨塊兩帝國は新たに一切の敵對關係を排除する親密なる相互諒解を遂げ、現在としては唯一つの適當な處置たる聯盟 (ein Bund) 状態に入つたもので、永年の普塊抗爭も之に依つて圓滿に解決されたと喜んで居る。註六 此のランケの所謂「聯盟」云々の事實如何は問はず彼が獨塊提携を望んでゐた事だけは明かであらう。

以上の如き南獨逸諸邦の親塊的な、殊に親獨逸民族的な氣分の由つて來る所以が近くは一八六六年の敗北の記憶から起る反普的傾向、更に深くは地理上文化上殊に宗教上の原因から來て居る事は、一八六七年北獨逸聯邦議會に於ける Mikael の演説及び一八七〇年七月十九日 J. N. Sepp の Bayerische Kammer に於ける演説に依つても覗はれる。註七

獨塊同盟に對する呼聲はかくの如く既に一八六六年直後から特に南獨地方に於て聞かれたのであるが、ビスマルクが獨塊同盟なるものゝ實現を考へたのも通常 Die Grosse Politik, Nr. 455. に基いて、同じく普塊戰爭の終了後プラグ和約で彼が職を堵して皇帝及び軍部の強硬論を排して塊の領土保全を主張した事に始まるとされて居る。註八 さて、斯學の一權威で Geschichte Bismarcks の著者たる Max Lenz が一九二五年に公けにした Deutschland im Kreis der Grossmächte 1871—1914 (Berlin), S. 14, 18. 等、ビスマルクは塊國內の獨逸族が衰へる事に無關心であつたとなし、獨塊同盟は彼に於ては單に國家間の同盟に過ぎず、國民主義的色彩は之を有せざ

るものであつたと記して居る。なる程獨墺同盟は、ビスマルクが帝國統一後、獨逸の孤立を防ぎ、同時に一國のみと結んで其の國の走狗となるの弊を避けんが爲に、全歐洲に張り擴げた同盟網の一部に過ぎない。又、ビスマルクが墺と結ぶ一方で、墺の相容れざる露とも友好關係を維持するに努めた事實は、註九 レンツの意見を確證するものに外ならない。更に彼の回想録第二卷第廿九章に記せる如く、彼が墺國內獨逸族の勢力再興の際、及び其の場合に於て墺國の所謂獨逸政策即ち反普政策の復活を恐れて居た事も亦レンツの解釋を力づけるものであらう。又前述の如き南獨の國民主義的な歴史的傳統的な且つ文化的宗教的な親墺感情はそれが南獨諸邦の割據主義即ち *Particularismus* と結び付いて稍もすれば反プロシヤ的感情を強むるものであつて、ビスマルクにとつて甚だ好ましからざる、否、懼るべきものであつた事は明かである。之に對してビスマルクは既に一八六六年ヴェルテンベルク、バヴァリアとの講和に方り其の領土保全を主張した様に、極力其の感情融和に努めて、之が反普的に墺佛と結ぶのを妨げた。しかも之と同時にビスマルクは墺國と親しむ事に依つて南獨の親墺的感情に迎合すると見せて其の實は機先を制して之を牽制し、兼ねて墺佛の接近を妨げんと圖つたものゝ様である。これ亦見方に依つては慥かにレンツの見解を裏書きするものと言つてよからう。

然し乍ら同時に吾人は實にビスマルク其の人に於て、恰も彼が此の同盟に國民主義的な意味を認めて居つたかのような言行を見るのである。獨墺同盟締結の直前ヴィルヘルム一世の強硬な同盟反對論に對して彼は八月廿四日附上奏文に曰く「國家としては墺國は露國よりも當方との共通點多く、獨逸民族の系統歴史的傳統、獨逸語、匈牙利の利害等皆之を示す上に云々」と述べた事が回想録にも見え、又同じく上奏文中に、墺が一八七〇年の普

佛戰役に中立を守つた原因に就いての塙外相アンドラツシイ伯の言葉を引用して、此の中立の原因は「匈牙利の態度並びに塙國民中の獨逸族の獨逸的情誼」にありとし、自らも之を肯定して居るかの如くである。更に八月卅一日附上奏文には曰く「既に一八六六年ニコルスブルク講話談判の折、臣は全獨逸史一千年に及ぶ共同關係に鑑み候て、彼の節獨逸憲法改革の儀に付不得止破毀仕りし結合關係に相代るべきものとして、早晚何等かの代償作成の儀必要と存念罷り在りし次第に有之候」と。註十 同く九月七日附上奏文には曰く「臣、獨逸帝國内の國民的感情に顧み候て、所謂獨逸祖國なるものは一千年に亘る傳統上下オナウ河畔、シュタイエルマルク並びにチロオルにも尙依然として見出され候てふ歴史的事實をば畏れ多き儀には候へ共敢て御指摘仕候」と。註十一 回想録第二卷第廿九章に於てビスマルクは獨逸同盟に對する獨逸國內の人氣を述べて曰く「塙國との同盟は殆ど凡ゆる政黨間に好人氣であつた。保守黨では歴史の傳統の爲めに。(中略) 普國保守黨の大部分は塙國への依存を以て自派の傾向に合致するものとなして居る」とて、更にカトリック教徒及び國民自由黨にも人氣好く、從つて社會民主黨以外には此の同盟に對する反對無く、寧ろ贊成の聲が高いと記し、次で獨逸の歴史的關係を論じて此の同盟が國際法的にも決して非難すべからざる自然的のものであると強調して居る。尤も此の記述は一八八八年獨逸同盟公表後の事を指して居るとも考へられるが、然しビスマルクが同盟締結の直後に於て、ハプスブルク王國が内政外交上不安定である事情に顧みて、どうすれば此の同盟を單なる國際法的基礎の上によりもつと安固なものとなし得るかを考へて、此の同盟を兩國の立法に編入しようとして一時企てた事も同じく回想録第二卷第廿九章の記すところであつて一般に事實とされて居る。一八八五年三月十四日帝國議會に於てビスマルクはリ

ヒタア及びヴィントホルストに答へて曰く「諸君にして若し諸君御覽のものと異なる諸新聞を御覽になれば恐らくそれ等の紙上で先刻御承知下さつた筈と思ふのであるが、私は關稅方面であれ、他の方面であれ、兎に角かゝるプラグマテイツシユな規定を設定し、それに依りてヴィントホルスト議員が、かの一八六六年の事件に依つて切斷せられて居ると見て悲しまれた獨逸的な諸關係上の間隙を充さんが爲に、數年前既に墺國に提言、若しくは少くとも其の可能性に關する照會、を行つたのである」と。註十二 以上は孰れもビスマルクに於ける國民主義的な親墺傾向の存在を示すものと見て差支へ無い様に思はれる。

之を要するにビスマルクは國民主義的な要素を此の同盟の基礎として充分認めたのであるが、他面此の要素が持つ危險性を考へて、單にかゝる要素の存在を其の對墺及び對内政策に利用するに留めんと努めたものである。該同盟がサクソニイ及びバヴアリアに及ばず好影響を彼が當初から豫想した事は回想録第二卷第廿一章に見え、一説には又かの文化闘争の苦境を此の同盟に依つて緩和せんとしたものと言はれて居るが、註十三 恐らくかゝる方面もビスマルクを驅つてあれ程強硬に同盟論を主張せしめた一因であつたらう。果して然らばこれも亦彼が其の對内政策に同盟の國民主義的要素を利用した一例であり、更に一八七九年維納を訪うて獨墺同盟締結交渉をなすや、沿道到る處に於ける墺國內獨逸族の熱狂的な歡迎振りに對しても彼は冷淡を粧うて列車の窓に蔽ひを下して墺國政府の誤解を避けた事も回想録第二卷の記すところであつて、彼の用意や見るべきである。

註一 J. Kühn, Deutsche Einigung: Reden aus den Jahren 1867—1871 (Berlin), S. 57, 76.

註二 I. Kühn, a. a. O., S. 76.

註三 Kühn, a. a. O., S. 138f.

註四 Kühn, a. a. O., S. 153.

註五 Kühn, a. a. O., S. 171.

註六 L. v. Ranke, *Sämtliche Werke* (1888 Leipzig), Bd. 51—52, S. 577.

註七 Kühn, a. a. O., S. 28, 153.

O. Bismarcks Bündnispolitik (1925 Berlin), S. 30. Paller, a. a. O., S. 93.

註九 一八七九年（若しくは七五年）以後のビスマルクの親露政策が果して彼の誠心からの意圖であつたか否かは、註八出のベツケルと註十七出のラハフアアル間に有名な論戦の行はれた點であるが茲では一般に穩當視されて居るベツケルに従つて彼の親露政策も誠心的努力であつたとして置く。

註十 Die Grosse Politik, Nr. 455, S. 53.

註十一 D. Gr. Politik, Nr. 461, S. 53.

註十二 Paller, a. a. O., S. 94.

註十三 Spain, Die Zentrumspartei, S. 94.

三 獨逸族の衰勢

一八七一年以來、中央集權・反教會主義、獨逸語擁護、反チエック等の政策を採つて來た Adolf Auenberg の

率ゐる獨逸族自由黨内閣は其の過度の獨逸主義に對する奥帝の憂慮、及び一八七三年の大恐慌に因する信用失墜等の爲めに一八七九年辭職し、同年總選舉の結果は從來多數黨であつた獨逸族自由黨が慘敗して少數黨となつた。かくて一八七九年八月 *Thilo* 伯が奥内閣を組織した。彼は少年時代よりフランツ・ヨゼフの友であり、註十四彼の政策は要するに、かの奥國最近世史の權威 *Louis Eisenmann* の所謂 *Minister of the Crown* たらんとするにあり、註十五 又、グウチの言へる如く「全民族、全政黨代表内閣」の組織にあり、註十六 即ち皇帝の勢力と權威とを高め、議會各派を夫々好餌を以て巧みに操り、能く一八九三年十月に至るまで十四年間の久しきに亘つて内閣を維持し、恰もビスマルクの晩年と畧々時代を同じくして居る。此の間終始、反「獨逸族自由黨」政策を以て一貫したのであつて、當時之を *Dor* 「*Bismarck Ring*」と呼んだ。此の所謂「鐵環」時代を通じて獨逸族自由黨のみならず奥國內獨逸族一般の勢力が著しく不振に陥つた事の原因に就いては當時は勿論今日に至るまで獨逸族等の史家、社會學者、政治家其他奥國の國情を論じた人々の説極めて區々であつて定説とも言ふべきものゝ未だ存せざる有様である。

今これ等の諸説を概別して次の三種とする。

(一) 獨逸同盟を全部又は一部の原因となすもの

先づ獨逸同盟を全部の原因となすものを見るに史家ラハフアアル、史家ヘルマン・オンケンがある。ラハフアアルに依れば、獨逸同盟の成立と同時に奥國はスラヴ族優遇、獨逸族壓迫の政策を開始したのであつて、かゝる政策の前提は實に同盟そのものである、蓋し從來奥國政府は獨逸族が其の同族關係の隣帝國に干涉を求むるを恐れ

てかゝる政策を遠慮したが、同盟に依つて此の憂ひが除かれたから、と言ふのである。註十七 又オンケンは一
九一一年一月獨逸帝國建國四十週年記念祭に方つてケルンで行つた「新帝國建設後の獨逸と塙國（一八七一一
九一一）」と題した講演で、「塙國の一半チスライタニエンに於ける獨逸族覇權の終了は獨逸同盟の完成と時間
的に且つ原因的に一致する」となし、獨逸帝國の念願は塙國の存續のみにあり、獨逸同盟の念ずる所も亦従つ
て獨逸族の專制に非ずして諸民族の妥協にあり、「ターフェ伯の名に依つて呼ばれたる、獨逸族の覇位を奪ひス
ラヴ族の政治的同權を導入したる、政策は一八七九年以來始めて可能であつた。一八七一年に於ては嚴禁され
る諸民族政策なるものが爾後維納に於て何の咎も受けずに行はれ得たのは、今や獨逸帝國との同盟に依つて、獨
逸帝國よりの一切の譴責の憂ひが除かれたと感ぜられたからである」と論じて居る。註十八 此の種の見解は尙
ほ一八八八年塙の一ライヒスラト議員が匿名で出した「塙國の現在と近き將來」と題する書の第一篇第八章に
引用されし *Kreuzzeitung* 紙の論說、註十九 及び史家モルデン 註廿 にも見えて居る。

次に獨逸同盟を以て一部の原因となすものにバラア及び社會民主主義者オットオ・パウエルがある。パウエル
は一八七三年大恐慌が自由派の信用を傷けた事を一因とし、更に曰く、「獨逸同盟はハプスブルク家とホオヘン
ツォレルン家間の古き鬭争を終らせる。同時に獨逸國は獨逸族住塙國領に對する請求權及び塙國內獨逸族保護權
を放棄する。塙帝は國內で獨逸族市民階級の意に反する統治をなすのフリー・ハンドを得る」と。註廿一 バラ
アは非獨逸族の興起と獨逸同盟を獨逸族失勢の原因とし、「獨逸同盟が締結されたと時を同じうして塙國に於け
る獨逸族の覇位は永久的に覆へされた」とて、此の同盟が全塙國内を守るが故に、獨逸族は塙政府に反抗する事

となり、墺政府に従へば自己の立場を益々失ふ事となると云ふデレンマに陥つたものと述べて居る。註廿二 かくる意見は史家 Eisenmann にも見える。彼は獨逸同盟、チエツクの勃興、獨逸族の政策拙劣、經濟的社會的變化（一八七三年大恐慌、反猶太主義）等の諸原因を擧げて居る。註廿三

(一) 獨逸分離一般の原因となすもの

獨逸と墺國とが分離し、墺國が獨逸に對して有した勢力が減少するに伴つて、墺政府は自國存立の基礎を非獨逸族の上に建てようとするもので、此の傾向は既に一八四八年以來現はれ六六年、七一年以後益々然りとなすもので、吾人は此の種の意見をナアベルト、註廿四 及び民族心理學者・哲學者 Alfred Foerster の著書 *Psychologische des Völkern* に見る。

(二) 其の他

史家シュスラアは此の原因を墺國内の諸民族の政治的經濟的社會的文化的發展に求め、殊にチエツク急進國民主義的發展、及び獨逸族の分裂を擧げ、此の獨逸族の分裂は更に大市民階級に對して小市民階級、農民勞働者等の政治的覺醒と之に伴ふ急進的獨逸族國民主義の興起に因るとなして居る。註廿五 かくの如く獨逸の分裂を以て原因とするものは尙ほ此の外にも有名なる史家フリードユング及び上記「墺國の現在と近き將來」の著者があるが、前者は一八六六年墺國が獨逸邦より手を引き更に伊及び匈國に於ける覇權をも失つたので獨逸族の視野が狭まり、其の結果彼等の分裂を導いたとなすものであり、註廿六 後者は獨逸族の分裂と並んで獨逸族が墺の東方政策に反對した事をも失勢の一因とする。註廿七

次に獨逸族の政治的無能を擧げて居るものに維納大學教授フリイドリヒ・テツナアがあり、註二八 又、ビスマルクがある。ビスマルクは政治的諸可能性に對する眼の無い事こそ、彼等獨逸族が從來有して居つた指導力や王朝との接觸を失ふに至つた原因であると其の回想錄第二卷第廿九章に論じて居る。

以上奥匈國內の獨逸族衰勢の原因に就いて私の現在まで蒐集し得たる限りの諸説を紹介したのであるが、私自身としてはこれに三つの主要原因を認め度い。即ち(イ)獨逸關係、殊に獨逸同盟、(ロ)チエツク勃興、(ハ)獨逸族の分裂及び無能、これである。然し乍ら本稿に於ては此の原因全般を記述する事は目的で無いので、茲には(イ)のみを稍々詳述し、他は簡單に附言するに留め度い。

(イ) 獨逸關係、殊に獨逸同盟

一八七九年同盟締結後外相アンドラツシイは煥帝に、「今や陛下の御爲に東方への門戸は開かれたり」と言上したと傳へられる。註廿九 此の東方進出は勢ひ國內で親スラヴ・親マチャアル・反獨逸族的政策を採る事を有利とするものであつた。獨逸同盟がかくの如き政策を採る事を奥國に殆ど獎勵するの傾向あるものである事は、上述の諸説の大多數の認むる所で、これが獨逸族に對する政府の壓迫となり、延いて其の衰勢の重大原因をなして居る事は明かである。然し乍ら私はかの一部の論者の如くに、かゝる政府の政策が一八七九年忽然として生起し來つたかの如くに見る事に對しては之を支持し得ざるものであつて、寧ろナアベルト及びアルフレッド・フイエと共に、かゝる傾向が既に以前より存せるもので、同盟は單に此の政府の反獨逸族政策を更に助長したに過ぎないと見るものである。

勝利が決定するや、戰勝祝賀會の企ては度々起つたが、塙國政府は常にこれを禁じ、又、かゝる傾向の協會及び機關新聞に對して彈壓を加へて居る。例へば一八七一年に維納で建設された學生團體 *Leseverein der deutschen Studenten* (獨逸學生讀書會) の如きは、「本會は維納大學の獨逸的性質を如何なる機會に於ても確保し擁護するを以て目的とす」と云ふ規定を當局に依つて削除されて居る。因みに此の協會は後に維納の學生團體の間で勢力を振つたものである。註卅四 又、一八七一年十月ガスタインで獨帝ヱイルヘルム一世が「塙國內の獨逸族が満足に感ずると云ふ事柄ほど、余が望ましいと希ひ、又希はざるを得ない事は無い」と云ひ、塙國の内で獨逸族の住せる諸州の州會が解散したのを聞いて「我々獨逸人のやり方はあの際どうも拙かつた」と述べた事が、ポイストをして獨帝國の塙國內政に干渉する事を恐れさせた事實も一般によく知られて居る。註卅五 一八七三年には獨逸族が獨逸帝國建設祝賀の大記念祭を催す計畫を立てたがこれ亦政府の禁ずる所となつた。一八七五年塙國內の獨逸族である自然科學者や醫師の集會が獨逸國旗を用ひたと云ふので塙帝の不興を蒙つた事實もある。

(ロ) チェツク勃興

十九世紀廿年代以來、西歐國民主義の潮流は漸くチェツク族の文化及び言語に對する自覺を生じ *Dobrowsky, Jungmann* 等の汎スラヴ主義的思想は次第にチェツク族間に根を下して行つた。註卅六 其の後立憲制度、獨逸族の影響、商工業の振興、教育普及等に依つてチェツク族の間に國民的中産階級が次第に起つて來た。大學は尙ほ獨逸的であつたが、それが生出す學者官吏法律家は依然としてチェツク族たるを失はなかつた。此の人々が農民や職工に國民主義的思想を鼓吹した。

しかもこれ等の農民は殆ど小作又は日傭ひであつたので、鐵道の開通、都市隆盛時代の到來と共に彼等は續々として都市に集中し、ボヘミヤ工業地帯に於ける獨逸族職工は、生活程度低く勞賃低廉なるチエツク族に壓迫されて行くのである。かくて獨墺同盟締結後、從來のチエツク保守黨が貴族を代表して獨逸族に對しては消極的抵抗主義を採つたのに慊らずして、急進民主・國民主義を唱へる青年チエツク黨の進出を見るに至り、註卅七　これが更にチエツク保守黨をも刺戟して汎スラヴ主義的に親露的に反獨墺同盟的に尖鋭化して行くのであつて、註卅九　獨逸族は經濟的に政治的に益々壓迫されて行つたもので、これ亦獨逸族失勢の一大原因と言はなければならぬ。

(ハ) 獨逸族の分裂及び無能

一八六六年後墺匈國內の獨逸族は、獨逸族獨自の利害を第二義として墺匈國維持の爲めに他の民族とも提携すべしとなす人々と、これと反對に、獨逸帝國との分離は單に一時的のもので、他日獨逸族は獨逸帝國と結ぶべしとする人々とに分れ、此の二流は激しく争つて行くのであつた。註四十　前者中の典型的なものは獨逸族保守黨 Die Deutschkonservativen であり、教會主義であつて國民的利害に無關心である。註四十一　後者中の典型的なものは一八八二年の有名なるリンツ綱領 Linzer Programm の意味を支持する一流で、獨墺同盟を以て尙ほ不充分とするもので、其の代表的人物は獨逸族學生團の間に未曾有の人氣を集めた Schönerer その人である。彼は一八七三年以來政界に入つたもので、七六年十二月には獨逸との再結合即ち内的同盟なるものこそ我が目的とする所であると宣言し、七八年十二月には「吾人まことに獨逸帝國の一員とならば」の語を出して有名である。註

四十二 此のシエネラアほど極端でなくとも、墺國內獨逸族運動の人々が一般にボ・ヘ二州占領に反対した事は王朝内での人氣を落す事甚しく、これが一層政府の反獨逸族的傾向を強からしめた事は疑へない。パウエルは曰く「獨逸族自由黨はボスニア占領に反対する。皇帝は同黨から離れる」と。註四十三 「墺國の現在と近き將來」の著者も亦此の獨逸族の對外政策對策を不賢明とし、これが其の霸權喪失に大いに影響した事を認めて居る。註四十四 又、獨逸族自由黨が餘りに自負が強く、他派殊にチエツク中産階級の自由黨と妥協する事をしなかつた事等も其の衰へる一因であらう。註四十五

以上私は獨逸同盟と獨逸族衰微との關係を考へて、該同盟のみが此の衰微の原因とはなし得ないが、其の同盟が政府の反獨逸政策を默認、否むしろ獎勵する様な意味に於て働いた事は事實であると云ふ結論に到達した譯である。かゝる結果を獨逸同盟が持つ事をビスマルクが豫想したかどうか、又かゝる成行を彼がどう感じたか、吾人はこれ等の疑問に答ふべき史料を見出さないが、獨逸同盟の基礎として國民主義的要素を認めつゝ之を利用して行かうとしたビスマルクとすれば、恐らく墺國內獨逸族の過度の衰微は好まずとしても、或る程度までの勢力失墜は寧ろ好都合であると考へたであらう。

註十四 G. P. Gooch, *History of Our Time 1885—1913*, p. 98.

註十五 Cambridge *Modern History*, vol. XII, Chap. VII, p. 194.

註十六 Gooch, *ibid.*, p. 98.

註十七 F. Raehfahl, *Deutschland und die Weltpolitik 1871—1914*. Bd. I., S. 397.

- 註十八 H. Oreen, Historisch-politische Aufsätze und Reden (1914 Berlin), Bd. I., SS. 136—138.
- 註十九 Oesterreichs Gegenwart und nächste Zukunft, von einem Reichnathsmitgliede (Leipzig), SS. 51—56
- 註二十 B. Molden, Das deutsch-österreichische Bündnis und der gross-deutsche Gedanke (Berliner Monatshefte, April 1930), S. 312 f.
- 註廿一 O. Bauer, Geschichte Oesterreichs (1911 Wien), S. 33f.
- 註廿二 H. v. Paller, Der grossdeutsche Gedanke (1923 Leipzig), S. 95, 98f.
- 註廿三 Cambridge, *ibid.*, pp. 192—193.
- 註廿四 H. Nabert, Die Bedrängnis des Deutschtums in Oesterreich-Ungarn (1894 Stuttgart), S. 16f.
- 註廿五 Schüssler, Oesterreich und das deutsche Schicksal (1925 Leipzig), S. 44 ff.
- 註廿六 H. Friedjung, Der Kampf um die Vorherrschaft in Deutschland 1859 bis 1866 (1913 Stuttgart), Bd. I., S. 515.
- 註廿七 a. a. O., S. 5. 37 f.
- 註廿八 Fr. Tezner, Die Wandlungen der österreichisch-ungarischen Reichsidee (1905 Wien), S. 111, 115.
- 註廿九 H. Orneken, a. a. O., S. 138.
- 註三十 P. Moïsch, Geschichte der deutsch-nationalen Bewegung in Oesterreich, S. 62 ff.
- 註卅一 *Ibid.*, S. 93.

- 註冊一 P. Molisch, Die deutschen Hochschulen in Osterreich und die politisch-nationale Entwicklung nach dem Jahre 1848 (1922 München), S. 72 f.
- 註冊二 P. Molisch, Geschichte, S. 100.
- 註冊四 P. Molisch, D. d. Hochschulen, S. 77 f.
- 註冊五 Oesterreichs Gegenwart, S. 32. P. Molisch, Geschichte, S. 99.
- 註冊六 P. Molisch, D. d. Hochschulen, S. 78 f. P. Molisch, Geschichte, S. 99.
- 註冊七 Paller, a. a. O., S, 45.
- 註冊八 Cambridge, ibid., p. 96. O. Bauer, a. a. O., S. 37.
- 註冊九 Oesterreichs Gegenwart, S. 64 ff.
- 註冊十 P. Malisch, D. d. Hochschulen, S. 74.
- 註冊十一 Oesterreichs Gegenwart, S. 5, 17, 115.
- 註冊十一 P. Molisch, D. d. Hochschulen, 3. 97 f.
- 註冊十三 O. Bauer, a. a. O., S. 34.
- 註冊十四 a. a. O. S. 37 f.
- 註冊十五 Cambridge, ibid., p. 193.

四 ビスマルクの退職

かくてビスマルクは國民主義的要素を獨逸同盟の背景として利用し乍ら決して此の要素に引きづられる事無からんと期して、佛以外の殆んど全歐洲列強を其の同盟國又は友好關係國としたのである。果して彼の在任中は大體獨逸關係は不即不離即ちビスマルクの理想通りに進んだと言へる。然し一八七八年伯林會議に於て彼が「獨逸帝國の利害は奥匈國の現状維持と同國の保護とを要求する。余は脅威的な一切の可能性に拮抗して同國を支持するの充分なる決意を有する」と宣言して以來、註四十六 彼の必死的露國牽制策にも拘らず露國內の反獨的氣分は高まる一方である。なる程彼は再保證條約で露帝を親獨方針に引留め得たが、佛の親露政策は次第に成功率を高めつゝある。露のカトコフは一八八七年五月一友人に宛てた書簡中に、佛の自由主義的革命的傾向が佛露同盟を困難とする所以を述べつゝも「然し露國が獨逸から脅威されて居る今日、佛との同盟は不愉快にしる已むを得ぬ必然である」と記したと傳へられる。註四十七

しかもビスマルクは遂に一八九〇年を以て退職し、再保證條約は同年ザイルヘルム二世に依つて更新される許りになつてゐたが、獨逸外務省の謎の勢力家ホルシュタインは、「獨露の秘密再保證條約が維納に知れば奥國の不快を招くべく、又露が實際に再び君府に攻め寄せれば露奥のいづれにくみするかに迷ふであらう。不確實な二つの同盟を持つのは確實な一つの同盟を持つに若かず」と主張し、此の説容れられて此の更新は斷念され、露佛同盟は愈々交渉の道に進んで行くのであつた。他方一八九一年の獨逸通商條約は獨側の大讓歩に依つて締結さ

れる。ビスマルクは其の回想録第三卷第二十章で、塙國の農業は主に非獨逸族の手中にあつて獨逸族は工業を主として居るから此の條約締結に方つての獨逸のなした讓歩に依つて利するものは獨逸族では無いと論じて、一面では獨逸同盟の精神も獨逸族擁護にあるかの如き口吻をなし、しかも他面では獨逸が塙國の特殊利害に引きづられて行く危険を戒めて居る。註四十八

かくの如くビスマルクが飽く迄も古き二重主義の傳統の下に、又其の深き外交的遠見の下に塙國との不即不離的要訣を獨逸社會に向つて絶叫しつゝある時に、獨逸は漸次に親塙的氣分に入つて行くのであつた。彼の回想録同所に於て述べて居る様に、當時獨逸諸新聞は政治的同盟が當然獨逸の經濟的融合を歸結すべきであると論じつゝあつた。これより先一八八八年二月三日ビスマルクは獨逸同盟の内容を新聞紙上に公表して居る。(同盟の存在は以前から知られて居た註四十九)他方に於て既に古くから獨逸に存して居つた、かのリストの中歐大聯合思想の傳統を汲んだ、汎ゲルマニズム的言論は、此の頃に至つて漸く時代の大勢たる世界政策的風潮と合流して勢力の増大著しいものがある。註五十　かゝる傾向は塙國內の獨逸族運動者と結んで一八九四年獨帝を盟主として全獨逸同盟なるものを成立せしめて居る。しかも亦かうした獨逸關係の國民主義化的一面の裡に、獨逸外交は依然として親露政策にも亦努力しつゝある。一八九五年の我國に對する三國干渉は其の一例である。然しかゝる獨逸の政策は既に英國の洞察するところとなつて同年ソオルスベリイのトルコ分割提案は英國の傳統的な海峽政策の變史即ち英露妥協の可能を示し、英のフリー・ハンドを獨逸政府に誇示するものであつた。獨逸は徒らに英露塙三國間に彷徨して遂に世期轉換期(一八九八——一九〇一年)に於ける英國側よりの諒解交渉にも應ぜず、かくて益

と孤立の淵に沈み、結局墺國の援助を求むる事益々切ならざるを得ない状態に立至りつゝあつた。

然らば墺國二元國の動向は如何。一八六〇年以來墺國が從來の獨逸政策及び伊太利政策を廢して専らバルカン政策に向つた事は、主として匈牙利の力に依るもので、既に一八七〇年の中立もハンガリ首相アンドラツシイ伯に負ふところがあつた。註五十一 殊に外交は墺國兩國の共同議會の手中にあり、しかも墺は獨逸族對チエツク族の言語問題教育問題上の紛争で他を顧るの餘裕無く、墺國國の實權は匈牙利の手に歸する形勢にある。テツナアは曰く「一八六七年匈牙利の國家的性質承認以來(中略)未だ曾て墺・匈國は存せずして、唯常に匈・墺國のみ存するかゝの如き形勢を以て今日に至つた」と。註五十二 加ふるに獨逸族は稍もすれば獨逸族本位を主張し、東方政策に反對し、急進分子は獨逸帝國と結ばん事を公然宣言する等、墺王朝の意に反する事のみ多く、王朝としては一層匈牙利に傾かざるを得ず、又國內示威、及び國民の注意轉換、國論統一の必要上からも勢ひ東方政策に熱中せざるを得ない。かゝる墺國の政策は當然セルビアと衝突し延いて露の南下政策と相容れず、茲に墺國は其の内心恐るゝ獨逸帝國の援助を請はざるを得ない。獨逸帝國の援助を求めらるには勢ひ獨逸同盟の國民主義的色彩を強調せざるを得なかつた。墺帝フランツ・ヨオゼフが曾て「余はなる程何よりも先づ墺太利的なるも、然し之と並びて決定的に獨逸的にして、獨逸帝國との最も親密なる提携を望めるものなり」と言つたと傳へられるのは此の意味に於て興味淺からざるものがある。註五十三

かくて獨逸の兩國は彼等が獨逸民族であると云ふ點に於て、殊に墺國内の獨逸族と云ふ奇妙なる存在に依つて、一方では相互に信賴するの傾向と他方では相互に敬遠するの傾向とを併せ有する有様であつて、換言すれば

獨逸同盟の國民主義的要素を肯定せざるを得ない事情と否定するの必要とが齊しく奥匈國內の獨逸族を繞つて生じて來るのであつた。かゝる兩國の古き傳統的な國民主義的な結合關係と反撥關係とは歐洲一般外交界の推移と相俟つて兩國をして猜疑と信頼との二途の中間に振搖せしめつゝ、而も兩國をして次第に相離るべからざるものとなしつゝあつた。吾人が一八六六年以來の兩國關係を以てネオドウアリスムとも稱せんとする所以のもの實にこゝにあるのである。

註四十六 J. Cohen, Etudes sur l'Empire d'Autriche (1879 Paris), p. 382.

註四十七 Oesterreichs Gegenwart, S. 49.

註四十八 V. de S. v. Kardorff, Bismarck, S. 119.

註四十九 O. Becker, a. a. O., S. 94. Oesterreichs Gegenwart, S. 31.

註五十 Paller, a. a. O., S. 91 ff. Cohen, *ibid.*, pp. 362—381.

註五十一 Schissler, a. a. O., S. 46.

註五十二 Tezner, a. a. O., S. 122.

註五十三 Oesterreichs Gegenwart, S. 23.